

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	印鑑の登録		
根拠例規及び条項	多治見市印鑑条例(昭和 53 年条例第 27 号)第 5 条		
所 管 部 課 名	市民健康部 市民課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市印鑑条例第 2 条、第 3 条、第 4 条	
	基 準	<p>登録の資格</p> <p>1 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定に基づき、本市の住民基本台帳に登録されている者及び外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)の規定に基づき、本市の外国人登録原票に登録されている者</p> <p>2 15 歳以上である者。成年被後見人以外の者</p> <p>登録の方法</p> <p>原則本人が登録する印鑑を持参して書面での申請。代理人申請は郵便照会による。</p> <p>登録できる印鑑</p> <p>1 登録できる印鑑は 1 人 1 個とする。</p> <p>2 第 4 条第 2 項の各号に該当しないもの。</p>	
	設定年月日	平成 16 年 3 月 18 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10 分程度(注: 休日は含まない。)郵送による場合 2 日(公的な写真付きの証明書での本人確認が出来ない場合及び代理人による申請の場合)	
	内 訳	<p>経由機関 日(機関名)</p> <p>協議機関 日(機関名)</p> <p>処分期間 10 分程度(注: 休日は含まない。)郵送による場合 20 分程度(公的な写真付きの証明書での本人確認が出来ない場合及び代理人による申請の場合)</p>	
	設定年月日	平成 16 年 3 月 18 日	最終変更年月日
備 考			